

## 根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業助成基準（内規）

### （目的）

第1条 この基準は根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱（平成25年教育委員会訓令第3号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

### （大会参加の留意事項）

第2条 要綱第3条第1項に規定する大会等に参加する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）規模、日程等が児童・生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業に支障が無いこと。
- （2）主催者が参加する児童・生徒の保護に適切な配慮を行っていること。
- （3）参加に要する経費の負担が、過重にならないこと。
- （4）営利などの目的に利用されないこと。
- （5）表彰が児童・生徒にふさわしい方法で行われ、金銭や高価な商品を受与されないこと。

### （助成対象基準）

第3条 要綱第5条第1項第1号に定める鉄道、路線バス及び航空機の運賃は、出発地の最寄り駅等（バス停留所を含む。以下同じ。）から大会等開催会場の最寄り駅等の往復運賃とする。

ただし、道内で開催される大会にあつて航空機の運賃を支給する場合は、鉄道および路線バスの上記運賃相当額を上限とする。

- 2 貸切バスの運賃の算出方法は、助成対象者数が10人以上の場合にあつては別表のとおりとし、助成対象者数が10人未満の場合にあつては前項の規定における鉄道及び路線バスの運賃を準用する。
- 3 ジャンボタクシーの運賃の算出方法は、前項の助成対象者数が10人未満の場合の貸切バスの運賃を準用する。ただし、ジャンボタクシーの運賃の実費が準用した貸切バスの運賃未満の場合は、当該実費の額とする。
- 4 宿泊費が1人1泊10,900円未満の場合は、実費を助成基準額とする。

### （交付申請）

第4条 要綱第8条第2号に規定する収支決算書には、宿泊費及び交通費の領収書の写しを添付しなければならない。

- 2 貸切バスを利用した場合は、前項の書類に加え、交通費の内訳の写し及び諸経費の領収書の写しを添付しなければならない。

### 附 則

- 1 この内規は、平成25年6月18日より施行し、平成25年6月1日から適用する。

### 附 則

- 2 この内規は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

- 3 この内規は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

### 附 則

- 4 この内規は、決定の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則

5 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

6 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

7 この内規は、令和5年4月24日から施行する。

別表

助成対象者数		50人以上	30人以上 50人未満	10人以上 30人未満
車種区分		大型車	中型車	小型車
運賃	キロ制運賃 (1km 当たり)	120 円以上 170 円以下 の実績単価	100 円以上 150 円以下 の実績単価	90 円以上 120 円以下 の実績単価
	時間制運賃 (1 時間当たり)	4,250 円以上 6,130 円以下 の実績単価	3,580 円以上 5,180 円以下 の実績単価	3,080 円以上 4,450 円以下 の実績単価
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km 当たり) : 10 円以上 20 円以下の実績単価 時間制料金 (1 時間当たり) : 1,890 円以上 2,730 円以下の実績単価		
	深夜早朝運行料金	深夜早朝運行に合理的な理由があるものに関し、時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の 2 割増以内の実績金額		
諸経費	有料道路利用料	利用等に合理的な理由があるものに関し、実費		
	駐車料			
	乗務員宿泊料			
	その他運送以外の経費			
消費税		消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額		

(注)

- 助成対象者数が 10 人以上の場合の貸切バスの運賃は本表に示す運賃、料金、諸経費及び消費税の額の合計額とする。ただし、合計額が実費を超える場合は、当該実費額とする。  
・運賃＝キロ制運賃×走行距離＋時間制運賃×走行時間
- 運賃・料金の上限額及び下限額は、平成 26 年 3 月 27 日付け北海道運輸局公示第 27 号による。なお、北海道外における運賃・料金の上限額及び下限額については、当該地域を所管する運輸局の公示によるものとする。
- 走行距離・時間は、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所のホームページ「北の道ナビ」等が示す根室市から大会等開催市町村までの走行距離・時間とする。なお、算定に当たっては、2 の公示に基づき、次のとおり取り扱う。  
(1) 走行時間が 3 時間未満の場合は、走行時間を 3 時間として計算する。  
(2) 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、1 時間ずつ合計 2 時間を加算する。  
(3) 走行距離において、10km 未満は 10km に切り上げる。  
(4) 走行時間において、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げる。
- 回送時間は 2 時間として計算することとする。
- 日帰りの場合は、待機時間を加算することとする。
- 宿泊を伴う場合は、初日の宿泊場所到着後及び最終日の宿泊場所出発前の点呼・点検時間として 1 時間ずつ合計 2 時間を、乗務員の宿泊手続時間として 1 時間を、それぞれ加算することとする。
- 乗務員休憩時間として、80 分ごとに 10 分を加算することとする。
- 歯舞地区発着にあつては 60km1 時間 20 分を、落石地区発着にあつては 29km1 時間 20 分を、根室発着の走行距離・時間に加算することとする。
- 助成対象者数を超える区分の車種を利用した場合は、助成対象者数に基づく車種区分を適用し、次のとおり算出することとする。  
(1) 運賃 助成対象者数に基づく車種区分における上限額の 8 割と下限額の間額 (小型車 1km 当たり 93 円 1 時間当たり 3,320 円、中型車 1km 当たり 110 円 1 時間当たり 3,862 円)  
(2) 料金 深夜早朝運行料金の時間制運賃相当額については、(1) の額  
(3) 諸経費 車種区分により料金が異なるものについては、助成対象者数に基づく車種区分による金額  
(4) 消費税 本項を適用した後の算出額

参考

○道路運送法 (昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号)

第 3 条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業 (特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業 (一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車賃し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

○道路運送法施行規則 (昭和 26 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号)

第 3 条の 2 法第 3 条第 1 号ロの国土交通省令で定める乗車定員は、11 人とする。